

# 日本放送協会受信料債権と民法 168 条 1 項前段の適用の有無

—最高裁判所大法廷平成 30 年 7 月 17 日判決の検討—

磯本典章 Fumiaki ISOMOTO

Keywords: 放送法 64 条 1 項 民法 168 条 1 項前段 日本放送協会 受信契約 受信料

## 1、目的

本研究の目的は、日本放送協会の放送の受信についての契約に基づく受信料債権と民法 168 条 1 項前段の適用の有無について考察することにある。

## 2、方法

本研究の調査方法は、最高裁判所第 3 小法廷平成 30 年 7 月 7 日判決の法的構成を検証する方法による。その際、これまでの判例や裁判例の法的構成との比較検討を行う。加えて、関連する学説や改正債権法を参考にする。

## 3、結果

調査分析の結果は以下の通りである。本件は、日本放送協会が、遅くとも平成 7 年 6 月末までに日本放送協会の放送受信契約を締結した者 (Y) に対し、平成 23 年 4 月分から平成 29 年 5 月分までの受信料合計 9 万 6940 円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

本判決は、日本放送協会の放送の受信についての契約に基づく受信料債権には、民法 168 条 1 項前段の規定は適用されないと判示した。

受信契約に基づく受信料債権は、一定の金銭を定期に給付させることを目的とする債権であり、定期金債権に当たるといえる。しかし、放送法 64 条 1 項は、受信設備設置者に受信契約の締結を強制する旨を定めた規定を置いており、受信料債権は受信契約に基づき発生するものである。受信契約に基づく受信料債権について民法 168 条 1 項前段の規定の適用があるとすれば、受信契約を締結している者が将来生ずべき受信料の支払義務についてまでこれを免れることができることとなり、放送法の趣旨に反するものと解される。

## 4、結論

本判決は、民法 168 条に関する最高裁における最初の判断である。そして、日本放送協会の放送の受信についての契約に基づく受信料債権について民法 168 条 1 項前段の適用がない点を明確にした。本判決は、最大判平成 29 年 12 月 6 日民集 72 卷 3 号 297 頁と整合性のある妥当な判決と考えられる。

### 【主要参考文献】

磯本典章「日本放送協会の放送受信料債権の消滅時効」學習院大学大学院法学研究科法学論集第 23 号 47 頁以下 (2016)。四宮和夫・能見善久『民法総則 (第 9 版)』437 頁 (弘文堂、2018)。山野目章夫『民法概論 1』341 頁 (有斐閣、2017)。